

固定資産税・都市計画税 減免事務取扱要領

(令和6年8月14日改定)

加古川市税務部資産税課

目 次

第1章 各種減免の趣旨等	
1 加古川市市税条例第67条第1項関係	
(1) 生活保護受給者に対するもの	・・・1
(2) 天候不順等による田畑の減免	・・・1
(3) 災害による減免	・・・2
2 加古川市市税条例第67条第2項関係	
(1) 公益性・公共性に対する減免	
ア 公共事業（市が施行した事業に限る。）による買収地	・・・2
イ 児童福祉法の規定による認可外保育施設の家屋	・・・3
ウ 加古川市の指定文化財である家屋	・・・3
エ 専ら町内会又は自治会の活動に使用する集会所及びその土地	・・・3
オ 町内会又は自治会その他の地域団体が管理し、地域住民の公益の用に供する公園、運動場、墓地参拝者用駐車場及びごみ集積場並びに倉庫等及びその土地	・・・4
カ 法第348条第2項各号の規定により非課税となる保育施設又は福祉施設の用に供するための家屋の建設予定地	・・・5
キ 地域で広く親しまれ、守られている観音堂、地藏堂、稻荷堂又は記念碑の敷地	・・・5
(2) 賦課期日後に保育施設又は福祉施設の用に供している土地及び家屋	・・・6
(3) 総務省から減免適用についての通達、通知又は内かん等があったもの	・・・6
(4) 公益上その他の事由により市長において特に必要があると認められるもの	・・・7
第2章 減免に係る手続きについて	
1 減免の申請とは	・・・8
2 減免申請書の提出期限について	・・・8
3 申請の免除について	
(1) 継続申請が免除となるもの及びその期間	
①生活保護受給者等に対するもの	・・・8
②加古川市の指定文化財である家屋	・・・8
③専ら町内会又は自治会の活動に使用する集会所及びその土地	・・・8
④町内会又は自治会その他の地域団体が管理し、地域住民の公益の用に供する公園、運動場、墓地参拝者用駐車場及びごみ集積場並びに倉庫等及びその土地	・・・8
⑤地域で広く親しまれ、守られている観音堂、地藏堂、稻荷堂又は記念碑の敷地	・・・8
(2) 免除期間における異動等について	・・・9
(3) 申請書提出免除の通知について	・・・9
4 減免の決定・却下について	・・・9
第3章 別記「災害減免の取扱いについて」	・・・10
第4章 関係法令	・・・13

<凡例>

本要領における法令名等の略称については、以下のとおりとします。

(法令名)

地方税法	法
加古川市市税条例	条例
加古川市市税条例施行規則	規則

第1章 各種減免の趣旨等

1 条例第67条第1項関係

(1) 生活保護受給者に対するもの・・・規則第16条の2第2項第1号

①要旨

生活保護法による扶助を受けている者（「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局通知）」に基づき生活保護の措置を受けている者を含む）は、扶助を受けて最低限度の生活を維持している者であることから、担税力を喪失しているものの救済措置として減免する。

②減免の対象、割合

対象	軽減又は免除の割合	添付書類
生活保護法の規定による保護を受ける者及びこれに準ずると認められる者（以下、「生活保護受給者等」という）の所有する固定資産	事由発生日以後の未到来納期分の全額 ※当該固定資産を共有して所有する場合にあっては、当該扶助を受けている者が所有する持分に応じた額	「生活保護受給証明書」又は「生活保護決定（開始）通知」 ※番号法の照会等により資産税課で確認できる場合を除く

③要件等

○生活保護受給者等が共有で所有している場合の取扱いについて

共有している固定資産については、地方税法により連帯納税義務が課されているが、それぞれの構成者に持分が決められ、売買等では持分に相当する対価が得られることなどから、それぞれの持分に応じた担税力が期待されている。よって、構成者が生活保護受給者等となった場合は、担税力の一部が喪失されたものとしてその持分に応じた額を減免する。

また、生活保護受給者等となったものが共有代表者である場合は、担税力を喪失しているものに対して納付書等を送付し納税を管理させることは、円滑な納付の支障となることから、共有代表者を変更することとする。

○生活保護の停止及び廃止となった場合の取扱いについて

・停止の場合

生活保護が停止となるのは、何らかの理由により扶助費を支給する必要がなくなった場合であることから、減免も廃止とする。ただし、生活保護の停止理由が収入増加によるものでない場合は、減免を継続することができる。

・廃止の場合

生活保護が廃止となるのは、何らかの理由により扶助する必要がなくなった場合であることから、減免も廃止とする。ただし、死亡による廃止の場合は、相続人に担税力がある場合であっても、「減免を受けている被相続人」の義務を承継していることから、既に減免している年度分については減免対象とし、相続により所有者とみなされる翌年度から減免対象外とする。

(2) 天候不順等による田畑の減免・・・規則第16条の2第2項第2号

①要旨

災害とは、災害対策基本法第2条第1号で規定する「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてその他市長が認める原因により生ずる被害」をいう。また、天候の不順とは長雨、干ばつあるいは大雪などの異常気象のことをいうが、これらの事由による作付不能等により収穫が皆無となった農地については、使用収益が損なわれていることから減免する。

②減免の対象、割合

対象	軽減又は免除の割合	添付書類
市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により収穫皆無となった田畑	事由発生日以後の未到来納期分の全額	収穫が皆無となったことがわかる書類

(3) 災害による減免・・・規則第16条の2第2項第3号

①要旨

前号同様、災害により甚大な損害を受けた固定資産については、使用収益が損なわれていることから、損害の程度に応じて減免する。

なお、詳細については別記「災害減免の取扱いについて」によるものとする。

2 条例第67条第2項関係

(1) 公益性・公共性に対する減免・・・規則第16条の2第3項第1号

法において、国・地方公共団体等が所有しているものや社会福祉法人等が社会福祉施設の用に供しているもの等は、その公益性・公共性から非課税となっている。この規定は、非課税とはならないもののうち、本市の地域性や政策上の観点から公益性・公共性があるとみなして減免するものについて定めている。

ア 公共事業（市が施行した事業に限る。）による買収地

①要旨

本市の公共事業による買収で賦課期日前に売買契約が締結されているにもかかわらず、市側の都合により賦課期日後に所有権移転登記される土地がある。この場合、納税義務者は売主となるが、実質的な所有権は市へ移転しており、納税義務者が任意に使用収益できないものであるため、対象土地については減免する。

一方、家屋は移転補償契約により移転・撤去等を行うため、所有者が市になることなく滅失され課税対象ではなくなる。しかし、撤去の履行期限や移転作業の工程の都合により、年度末までに撤去する予定であり、既に使用収益していないものの、賦課期日時点で存在しているために課税対象となる場合がある。このような家屋については、固定資産税が補償対象外であることを踏まえ、公共事業の進捗に支障がでないよう、賦課期日以降において使用収益されておらずかつ年度末までに滅失する対象家屋については減免する。

②減免の対象、範囲

対象	軽減又は免除の割合	添付書類
公共事業（市が施行した事業に限る。）によって買収され、売買契約等が完了した固定資産で、当該賦課期日以降に到来する最初の3月31日までに所有権の移転登記又は撤去が完了するもの	申請日以後に納期の末日が到来する納期分の全額	担当課からの依頼文 売買契約書等の写し

イ 児童福祉法の規定による認可外保育施設の家屋

①要旨

認可外保育施設については、原則としてサービス内容や保育料等を自由に設定できることから、公的基準によりサービス内容や保育料の設定に自由がない認可保育施設と異なり、課税対象となっている。しかし、児童福祉法の規定による届出を行っているものについては、一定の行政による指導等の対象となっていること、本市の児童福祉施策及び子育て支援政策に一定の寄与をしていることから、非課税である認可保育施設と比較考量し、直接保育の用に供する家屋についてのみ、減免する。

ただし、保育事業を行っている者が所有者ではなく、有償で借り受けその用に供しているものや、賦課期日時点で休園又は廃園のものは対象外とする。

②減免の対象、範囲

対象	軽減又は免除の割合	添付書類
児童福祉法の規定による届出を行っている認可外保育施設で、直接保育の用に供する家屋	申請日以後に納期の末日が到来する納期分の全額	使用貸借契約書（所有者と事業者が異なる場合）

ウ 加古川市の指定文化財である家屋

①要旨

法第 348 条第 2 項第 8 号の規定により、重要文化財等は非課税となるが、市の指定文化財となっている家屋についても、文化財保護の観点から重要文化財等と同様に取り扱うものとし、減免する。

②減免の対象、割合

対象	軽減又は免除の割合	添付書類
加古川市文化財の保護に関する条例第 3 条第 1 項に規定する指定文化財である家屋	申請日以後に納期の末日が到来する納期分の全額	なし

エ 専ら町内会又は自治会の活動に使用する集会所及びその土地（当該集会所の建設工事を着工している土地を含み、法第 352 条の 2 の規定の適用を受けている場合を除く）

①要旨

町内会又は自治会（以下、「町内会等」という。）は、本市のまちづくり政策の観点から、その活動内容に高い公益性があるといえる。したがって、その目的で使用する集会所及びその土地については、公共施設に準ずるものとして、減免する。ただし、借地・借家の場合は、法第 348 条第 2 項による非課税の場合と同様に、無償であることを条件とする。

②減免の対象、割合

対象	軽減又は免除の割合	添付書類
町内会等の活動に使用する集会所及びその土地（当該集会所の建設工事を着工している土地を含み、法第 352 条の 2 の規定の適用を受けている場合を除く）	申請日以後に納期の末日が到来する納期分の全額	使用貸借契約書（借地・借家の場合） 確認済証（建築中の場合） 町内会長の承認 使用状況がわかる書類 使用規程（新設の場合）

③要件等

○「『専ら』～活動に使用する」とは、次の要件を全て満たす場合とする。

- ・町内会等が所有している又は維持管理を行っていること。
- ・利用状況において、半数以上が町内会等の活動であること。

- ・月1回以上は町内会等の活動で使用していること。
- ※新たに集会所が設置される場合については、集会所の使用規程等により要件に該当するか判断することとする。

- 「当該集会所の建設工事を着工している土地」とは、賦課期日時点において次の全ての要件を満たしている場合とする。
 - ・建築確認申請による確認済証が交付されている。
 - ・いわゆる「地縄張り」以上の施工がされている。
- 「法第352条の2の規定の適用を受けている場合」とは、いわゆる建物の区分所有等に関する法律に基づく区分所有に係る家屋の敷地のことをいい、一般的には敷地権の設定がある分譲マンションの敷地がこれに該当する。当該建物内の集会室については減免の対象とするが、土地については、集会室として利用していることにより当該建物の敷地の使用収益に支障はなく、また、敷地としての価値を減じることにはならないことから、減免の対象外とする。
- 施設利用者から利用料を徴収している場合について

施設に公共性を認めて減免としていることから、使用に関しては原則無料であることが要件となる。しかしながら、集会所を維持管理する上で、光熱水費等の管理費に相当する額を超えない範囲で利用料を徴収することはやむを得ないものであるため、必要最小限の経費である場合は減免を適用する。「必要最小限の経費」であるかは、同程度の規模の公共施設における使用料と比較して判断するものとする。

オ 町内会又は自治会その他の地域団体が管理し、地域住民の公益の用に供する公園、運動場、墓地参拝者用駐車場及びごみ集積場並びに倉庫等及びその土地（法第352条の2の規定の適用を受けている場合を除く）

①要旨

町内会等その他の地域団体が管理し、地域住民の公益の用に供する土地（公園、運動場、墓地参拝者用駐車場、ごみ集積所等）及び倉庫等については、公共施設に準ずるものとみなし、減免する。ただし、借地・借家の場合は、公共施設と同様に無償貸与であることを条件とする。

②減免の対象、割合

対象	軽減又は免除の割合	添付書類
町内会等その他の地域団体が管理している公園、運動場、墓地参拝者用駐車場、ごみ集積場、倉庫等及びその土地	申請日以後に納期の末日が到来する納期分の全額	使用貸借契約書 (借地・借家の場合) 町内会長の承認

③要件等

- 「その他の地域団体」について

町内会等と同様に、一定の地域に居住している住民を構成員としている団体とする。具体的には、水利組合・農業団体（法人格のあるものを除く）をさす。
- （１）エと同様に、区分所有に係る家屋の敷地の一部について、公園等の用に供しているものについては、当該施設等を利用するものが建物居住者に限られているため公共性があるとはいえず、また、所有者の使用収益を制限していないことから、減免の対象外とする。
- 「管理し、地域住民の公益の用に供する」とは、町内会等が地域住民の公益のために行う活動において継続的に使用し、管理しているものをいう。ここでいう「継続的」とは最低月1回以上その活動のために使用しているものとする。また、対象とする土地又は家屋が、活動内容に比して過大なものについては、対象物件の利用目的に応じ、通常必要と認められる部分に限るものとする。

カ 法第348条第2項各号の規定により非課税となる保育施設又は福祉施設の用に供するための家屋の建設予定地(当該家屋の建設工事を着工しているものに限る。)

①要旨

法第348条第2項各号の規定により、賦課期日時点で保育施設又は福祉施設の用に供する固定資産については非課税となる。しかしながら、福祉施設、特に保育施設は年度当初に開設することが一般的であり、賦課期日時点では、建築中や開設準備中等の状態のものが多く、この場合は保育の用に供しているとはいえないことから、開設された年度においても非課税とはならない。よって、本市の福祉政策の観点から、賦課期日時点において建設中の土地で完成後は非課税となるものについては、減免の対象とする。

②減免の対象、割合

対象	軽減又は免除の割合	添付書類
法第348条第2項各号の規定により非課税となる保育施設又は福祉施設の用に供するための家屋の建設予定地(当該家屋の建設工事を着工しているものに限る。)で、完成後に非課税となるもの	申請日以後に納期の末日が到来する納期分の全額	登記事項証明書(法人) 建設計画の概要等

③要件等

○「非課税となる」について

完成後に法第348条第2項各号により非課税として取り扱われる施設が減免対象であるため、施設運営者自身が所有者であることもしくは無償貸与であることが必要となる。

○「着工している」について

「着工している」とは、賦課期日時点において次のすべての要件を満たす場合とする。

- ・建築確認申請による確認済証が交付されている。
- ・いわゆる「地縄張り」以上の施工がされている。

キ 地域で広く親しまれ、守られている観音堂、地藏堂、稲荷堂又は記念碑の敷地

①要旨

観音堂、地藏堂、稲荷堂については、一般的に地域住民の信仰の対象となっていることから、その敷地については宗教法人の境内地に準じたものといえる。よって、町内会等が管理しているものについて、減免する。また、記念碑については、その性質から実質的には土地所有者の自由意思により移動させることは困難であり、敷地の使用収益に大きな制限があるため、公共施設に準ずるものとして、減免する。

②減免の対象、割合

対象	軽減又は免除の割合	添付書類
地域で広く親しまれ、守られている観音堂、地藏堂、稲荷堂又は記念碑の敷地	申請日以後に納期の末日が到来する納期分の全額	使用貸借契約書 (借地の場合) 町内会長の承認

③要件等

観音堂等の敷地については、宗教法人の境内地に準じての取扱いとして、また、記念碑の敷地については使用収益に制限があるものとして、それぞれ減免の対象とするため、有償による貸与の場合は、減免の対象外となる。

- (2) 賦課期日以後に保育施設又は福祉施設の用に供している土地及び家屋（有料で貸与しているもの及び当該固定資産の利用者から光熱水費等管理費に相当する額を超える対価を徴収しているものを除く。）・・・規則第16条の2第3項第2号

①要旨

(1) カと同様に、年度当初に開設することが一般的である保育施設や福祉施設において、既存建物を活用して開設する場合、賦課期日時点では開設準備中等の理由により、その用に供していないこととなるため、開設された年度においても非課税とはならない。一方、新築による場合は、土地は(1)カにより減免、家屋は翌年度からの課税となり、実質的に非課税と同等の取扱いとなる。その結果、同じ時期に保育施設等の用に供しているにもかかわらず、固定資産税の課税状況に差が生じることとなる。

よって、公平性の観点から、賦課期日以後において法第348条第2項各号の規定により非課税の取扱いとなる保育施設又は福祉施設の用に供している土地及び家屋については、(1)カの場合と同様に減免する。

②減免の対象、割合

対象	軽減又は免除の割合	添付書類
賦課期日以後に保育施設又は福祉施設の用に供している土地及び家屋	申請日以後に納期の末日が到来する納期分の全額	登記事項証明書（法人）許認可を得ていることがわかる書類

- (3) 総務省から減免適用についての通達、通知又は内かん等があったもの

・・・規則第16条の2第3項第3号

①要旨

法において、非課税や課税標準額の特例の対象とはならないもののうち、国が事業の公共性を考慮し、地方公共団体に対して減免等の取扱いをするのが適当である旨の通知を行ったものについては、国の政策上固定資産税の軽減が必要であると判断し、減免する。

②減免の対象、割合

対象	軽減又は免除の割合	添付書類
総務省から減免適用についての通達、通知又は内かん等があったもので、公益上の事由から市長が減免の必要があると認める固定資産	市長が必要と認める額	市長が必要と認める書類

③要件等

○「市長が必要と認める額」について

国からの通知等には、軽減対象や割合等について示されていることから、原則として通知の内容に則して決定するものとする。ただし、軽減の割合について、本市の政策上必要があると判断した場合は、通知と異なる割合とする。

(4) 公益上その他の事由により市長において特に必要があると認められるもの

・・・規則第16条の2第4項

①要旨

規則第16条の2第2項及び第3項の規定に該当しないものについては、原則として減免の対象とはならない。しかしながら、社会情勢の変化や本市の政策等により、新たに負担の軽減等を行う必要があると市長が認めたものについては、減免する。

②減免の対象、割合

対象	軽減又は免除の割合	添付書類
規則第16条の2第3項に掲げるもののほか、公益上その他の事由により市長において特に必要があると認められるもの	市長が必要と認める額	市長が必要と認める書類

第2章 減免に係る手続きについて

1 減免の申請とは

減免は、法において課税できないとされている非課税とは異なり、課税されているもののうち、定められた要件に該当するものについてのみ、納税義務者の申請によりその税額を軽減・免除するものであることから、納税義務者が減免要件に該当する旨を毎年申請する必要がある。

なお、納税義務者は、減免の申請をしようとするときは、所定の申請書に添付書類（減免事由ごとに異なる。第1章参照。）を添えて、資産税課に提出しなければならない。

2 減免申請書の提出時期について

上記1にもあるように、減免は課税されているものが対象であることから、原則としては、納税義務者は、納税通知書により課税の告知を受けてから減免申請書を提出することとなる。しかしながら、法第382条の2及び第415条の規定による縦覧・閲覧制度により、納税通知書による告知を受ける前に納税義務者は課税内容を知ることができることや、少なくとも賦課期日時点において納税義務者となるか否か、課税対象物件であるか否かについては明確に認知することができる。よって、納税通知書による告知を受ける前であっても、賦課期日以降に提出された減免申請書は有効な申請として受け付ける。

3 申請の免除について

固定資産はその性質上、利用状況を変更することが容易ではないことや、登記や現地調査等により一定の利用状況を確認することができる。また、一度減免要件に該当したのものについては、その多くが長期間継続して減免対象となるものが多い。

このようなことから、納税義務者の申請に係る負担を軽減するため、条例第67条第3項及び規則第16条の3の規定により、減免の措置を受けたときから利用状況に変更がないことを確認したときは、減免決定された翌年度以降の申請書の提出（以下「継続申請」という。）を免除することとする。

(1) 継続申請が免除となるもの及びその期間

①生活保護受給者等に対するもの（規則第16条の2第2項第1号）

生活福祉課又は情報提供ネットワークシステムにより、生活保護受給状況を毎年度確認したうえで継続申請を免除する。

②加古川市の指定文化財である家屋（規則第16条の2第3項第1号ウ）

加古川市教育委員会が公開している指定文化財・登録文化財目録を毎年度確認したうえで継続申請を免除する。

③専ら町内会又は自治会の活動に使用する集会所及びその土地

（規則第16条の2第3項第1号エ）

町内会等の名義である場合は継続申請を免除する。個人名義で町内会等に無償で貸与をして町内会等が管理している場合は無償貸与契約書で確認できる貸借期間内について継続申請を免除する。

④町内会又は自治会その他の地域団体が管理し、地域住民の公益の用に供する公園、運動場、墓地参拝者用駐車場及びごみ集積場並びに倉庫等及びその土地

（規則第16条の2第3項第1号オ）

町内会等その他の地域団体の名義である場合は継続申請を免除する。個人名義で町内会等その他の地域団体に無償で貸与をして町内会等その他の地域団体が管理している場合は無償貸与契約書で確認できる貸借期間内について継続申請を免除する。

⑤地域で広く親しまれ、守られている観音堂、地藏堂、稲荷堂又は記念碑の敷地

（規則第16条の2第3項第1号カ）

現状に公益性が認められる限りは個人名義であるか町内会等の名義であるかを問わず継続申請を免除する。

(2) 免除期間における異動等について

申請書の提出を免除している期間中に減免事由が消滅した場合は、条例第 67 条第 4 項の規定により、納税義務者は直ちに資産税課に申告しなければならない。なお、申請時や現地調査等により減免事由が消滅していることが判明した場合は、事由が消滅したことが客観的に確認できるときまで遡って減免を取り消すこととする。

(3) 継続申請免除にかかる通知について

継続申請免除の可否及び継続申請の免除期間については、減免決定通知書にあわせて納税義務者に通知するものとする。

4 減免の決定又は却下について

減免申請に対する決定又は却下については、「減免決定(却下)通知書」により、納税義務者に通知する。なお、継続申請が免除されるものについても毎年度決定通知書を送付する。

第3章 別記 災害減免の取扱いについて

災害減免（災害によって滅失又は甚大な損失を受けた固定資産）
（条例第67条第1項第3号、条例規則第16条の2第2項第3号関係）

1 減免対象固定資産

災害とは、災害対策基本法第2条第1号で規定する「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてその他市長が認める原因により生ずる被害」をいい、これらによって甚大な損害を被った固定資産を減免対象とする。

2 損害程度

土地の損害の程度は、使用収益できなくなった部分の面積割合を基に算出する。

家屋の損害の程度は、内閣府政策統括官（防災担当）通知「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」の認定基準と同一のものとし、その認定にあたっては内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和6年5月改定）（以下「指針」という。）」に基づく被害認定調査（以下「調査」という。）により行う。

償却資産の損害の程度は、全ての災害において、償却資産の原型をとどめないとき、又は修理不能のときを除き、取得価額に占める修理を要する場合の費用（見積額）又は実際に修理に要した費用の割合（損害の程度＝修理費用（見積額）／取得価額）を基に算出するが、これによる判定が困難な場合、事業用資産であることの性質等に鑑み、総合的に損害の程度を算出するものとする。

(1) 地震

ア 土地

地割れや液状化などにより、使用収益できなくなっている部分の面積割合を算出し、その割合をもって損害の程度とする。

イ 居住用家屋

指針第1編「地震による被害」による調査に基づいて家屋の損害割合を算出し、その割合をもって損害の程度とする。

ウ 居住用以外の家屋

(1) イと同様に調査を行い、家屋の損害割合を算出し、その割合をもって損害の程度とする。

ただし、指針による調査は住家（居住用家屋と同義）を対象としているため、当該居住用以外の家屋に係る部位別の構成比が指針の住家のものと大きく相違する場合は、指針の住家に係る部位別の構成比を適当な構成比に再分配した上で判定を行う。

(2) 水害

ア 居住用家屋

原則として、床上浸水した居住用家屋が減免の対象となる（本市が空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等に認定した家屋を除く）。ただし、1階又は地階で床上浸水した部分が、コンクリート直仕上げのような束立てなどで床面を立ち上げていない倉庫やインナーガレージなどのみで構成している専用住宅及び1階又は地階で床上浸水した部分の全てが店舗などの併用住宅の場合は対象外とし、玄関、廊下、階段やトイレなどいわゆる居住用部分と併設されている場合は、居住用部分のみを対象とする。また、共同住宅又は寄宿舍の場合は、床上浸水した1階のみを対象とする。

なお、浸水深の測定は、最も深く浸水した部分で測定する。

(ア) 床上浸水

指針第2編「水害による被害」による調査に基づいて家屋の損害割合を算出し、その割合をもって損害の程度とする。

(イ) 床下浸水

(2) ア (ア) の調査を行わず、現地での浸水深の計測により床下浸水の事実を確認する。

イ 居住用以外の家屋

(2) アと同様に調査を行い、家屋の損害割合を算出し、その割合をもって損害の程度とする。

ただし、指針による調査は住家（居住用家屋と同義）を対象としているため、当該居住用以外の家屋に係る部位別の構成比が指針の住家のものと大きく相違する場合は、指針の住家に係る部位別の構成比を適当な構成比に再分配した上で判定を行う。

(3) 風害

ア 居住用家屋

指針第3編「風害による被害」による調査に基づいて家屋の損害割合を算出し、その割合をもって損害の程度とする。

イ 居住用以外の家屋

(3) アと同様に調査を行い、家屋の損害割合を算出し、その割合をもって損害の程度とする。

ただし、指針による調査は住家（居住用家屋と同義）を対象としているため、当該居住用以外の家屋に係る部位別の構成比が指針の住家のものと大きく相違する場合は、指針の住家に係る部位別の構成比を適当な構成比に再分配した上で判定を行う。

(4) 地盤被害

ア 居住用家屋

指針第4編「液状化等の地盤被害による被害」による調査に基づいて家屋の損害割合を算出し、その割合をもって損害の程度とする。

イ 居住用以外の家屋

(4) アと同様に調査を行い、家屋の損害割合を算出し、その割合をもって損害の程度とする。

ただし、指針による調査は住家（居住用家屋と同義）を対象としているため、当該居住用以外の家屋に係る部位別の構成比が指針の住家のものと大きく相違する場合は、指針の住家に係る部位別の構成比を適当な構成比に再分配した上で判定を行う。

(5) 火災

ア 居住用家屋

消防等からの連絡により現地調査を行い、延床面積に対する焼損又は水損した床面積の合計の割合により、以下のとおり損害程度を算出する。

焼損及び水損した床面積	損害程度
延床面積の70%以上	10分の5以上
延床面積の20%以上70%未満	10分の2以上10分の5未満
延床面積の10%以上20%未満	10分の1以上10分の2未満

イ 居住用以外の家屋

(5) アと同様に調査を行い、家屋の損害割合を算出し、その割合をもって損害の程度とする。

3 減免の期間

ア 土地

災害により使用収益できなくなった土地については、元の状態に復旧する際は多大な資本的支出を要することから、納税義務者の担税力が一時的に低下することに鑑み、当該年度に係る未到来納期分について減免を適用する。

ただし、災害が発生した日が1月1日から3月31日までにあるときは、その日の属する年度の翌年度の納期分も減免を適用する。

また、減免の期間を経過してもなお、元の状態に復旧できていない土地については、「地目の変換その他これらに類する特別の事情」に該当するものとして、再評価を行う。

イ 家屋

災害により損壊した家屋については、補修により元の機能を復元する際は多大な資本的支出を要することから、納税義務者の担税力が一時的に低下することに鑑み、当該年度に係る未到来納期分について減免を適用する。

ただし、災害の発生した日が1月1日から3月31日までにあるときは、その日の属する年度の翌年度の納期分も減免を適用する。

また、減免の期間を経過してもなお、元の状態に復旧できていない家屋については、損耗の程度に応ずる減点補正率（損耗減点補正率）により、再評価を行う。

ウ 償却資産

災害により損壊した償却資産については、生産能力の低下等、事業への多大な影響を及ぼすことや修理により元の機能を復元する際は多大な資本的支出を要することから、納税義務者の担税力が一時的に低下することに鑑み、当該年度に係る未到来納期分について減免を適用する。

ただし、災害の発生した日が1月1日から3月31日までにあるときは、その日の属する年度の翌年度の納期分も減免を適用する。

第4章 関係法令等

・地方税法

(固定資産税の減免)

第367条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

(都市計画税の賦課徴収等)

第702条の8 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。この場合において、第十七条の四の規定に基く還付加算金、第三百六十五条第二項の規定に基く納期前の納付に対する報奨金又は第三百六十八条若しくは第三百六十九条の規定に基く延滞金の計算については、都市計画税及び固定資産税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。

・加古川市市税条例

(固定資産税の納期)

第63条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 5月10日から同月31日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 12月1日から同月25日まで
- 第4期 翌年2月1日から同月末日まで

2 市長は、特別の事情により前項の納期により難いと認められるときは、別に納期を定めることができる。

(固定資産税の減免)

第67条 次の各号のいずれかに該当する固定資産であつて市長において必要があると認められたものについては、固定資産税を減免する。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者及びこれに準ずると認められる者の所有する固定資産
- (2) 市の全部又は一部にわたる災害(以下「災害」という。)又は天候の不順により収穫皆無となつた田畑
- (3) 災害によつて滅失又は甚大な損害を受けた固定資産

2 前項各号に掲げるものの外、公益上その他の事由により市長において特に必要があると認めるものについては固定資産税を減免する。

3 前2項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則に定める様式の申請書に次に掲げる事項を記載した明細書及びその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が前2項のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 土地にあつてはその所在、地番、地目、地積及び価格
- (3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
- (4) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格
- (5) 減免を受けようとする事由及び第1項第2号、第3号の固定資産にあつては、その被害の状況

4 第1項及び第2項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場

合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(都市計画税の納期)

第114条 都市計画税の納期は次のとおりとする。

- 第1期 5月10日から同月31日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 12月1日から同月25日まで
- 第4期 翌年2月1日から同月末日まで

2 市長は特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。この場合において、市長が別に定める納期は、市長が都市計画税を固定資産税とあわせて賦課し、及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合を除くほか、市長が、第63条第2項の規定によつて別に定める固定資産税の納期によるものとする。

(都市計画税の賦課徴収)

第115条 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合にあわせて賦課し、及び徴収する。但し、市長が都市計画税を固定資産税とあわせて賦課し、及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合においては、この限りではない。

・加古川市市税条例施行規則

(固定資産税の減免)

第16条の2 条例第67条第1項第1号のこれに準ずる者として認められるものは、外国人生活保護通知に基づく生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置を受けているものをいう。

2 条例第67条第1項に規定する固定資産税の減免については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている者及びこれに準ずる者として認められるものの所有する固定資産 当該事由の発生した日以後に納期の末日が到来する納期分(当該事由が消滅した日以後に納期の末日が到来する納期分は除く。)の全額(当該固定資産を共有して所有する場合にあっては、当該扶助を受けるものが所有する持ち分に応じた額)
- (2) 市の全部又は一部にわたる災害(以下本条において「災害」という。)又は天候の不により収穫皆無となった田畑 当該事由の発生した日以後に納期の末日が到来する納期分(当該事由の発生した日が1月1日から3月31日までにあるときは、その日の属する年度の翌年度の納期分を含む。次号において同じ。)の全額
- (3) 災害によって滅失又は甚大な損害を受けた固定資産 次の区分による

ア 土地に係るもの

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	当該事由の発生した日以後に納期の末日が到来する納期分の全額
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	当該事由の発生した日以後に納期の末日が到来する納期分の10分の8に相当する額
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	当該事由の発生した日以後に納期の末日が到来する納期分の10分の6に相当する額
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	当該事由の発生した日以後に納期の末日が到来する納期分の10分の4に相当する額

イ 家屋に係るもの

損害の程度	軽減又は免除の割合
損害の程度が10分の5以上のとき	当該事由の発生した日以後に納期の末日が到来する納期分の全額
損害の程度が10分の2以上10分の5未満のとき	当該事由の発生した日以後に納期の末日が到来する納期分の10分の5に相当する額
損害の程度が10分の1以上10分の2未満のとき、又は居住用家屋の損害の程度が床上浸水のとき(損害の程度が10分の2以上のときを除く。)	当該事由の発生した日以後に納期の末日が到来する納期分の10分の2に相当する額

ウ 償却資産に係るもの

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により償却資産の原型をとどめないとき、又は修理不能のとき	当該事由の発生した日以後に納期の末日が到来する納期分の全額
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該償却資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	当該事由の発生した日以後に納期の末日が到来する納期分の10分の8に相当する額
使用の目的を著しく損じた場合で、当該償却資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	当該事由の発生した日以後に納期の末日が到来する納期分の10分の6に相当する額
使用目的を損じ、当該償却資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	当該事由の発生した日以後に納期の末日が到来する納期分の10分の4に相当する額

3 条例第 67 条第 2 項に規定する固定資産税の減免については、次の各号に掲げるところによる。ただし、次の各号に掲げる減免事由に該当しなくなったときは、当該事由が消滅した日以後に納期の末日が到来する納期分については、この限りでない。

(1) 賦課期日現在において、次のアからキのいずれかに該当する固定資産（イ、エ及びオにあっては、有料で貸与しているもの及び当該固定資産の利用者から光熱水費等管理費に相当する額を超える対価を徴収しているものを除く。） 申請日以後に納期の末日が到来する納期分の全額

ア 公共事業（市が施行した事業に限る。）によって買収され、売買契約等が完了した固定資産で、当該賦課期日以降に到来する最初の 3 月 31 日までに所有権の移転登記が完了する土地又は使用収益されていない家屋

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定による届出を行っている認可外保育施設で、直接保育の用に供する家屋

ウ 加古川市文化財の保護に関する条例（昭和 37 年条例第 8 号）第 3 条第 1 項に規定する指定文化財である家屋

エ 専ら町内会又は自治会の活動に使用する集会所及びその土地（当該集会所の建設工事を着工している土地を含み、法第 352 条の 2 の規定の適用を受けている場合を除く。）

オ 町内会又は自治会その他の地域団体が管理し、地域住民の公益の用に供する公園、運動場、墓地参拝者用駐車場及びごみ集積場並びに倉庫等及びその土地（法第 352 条の 2 の規定の適用を受けている場合を除く。）

カ 法第 348 条第 2 項各号の規定により非課税となる保育施設又は福祉施設の用に供するための家屋の建設予定地(当該家屋の建設工事を着工しているものに限る。)

キ 地域で広く親しまれ、守られている観音堂、地藏堂、稻荷堂又は記念碑の敷地

(2) 賦課期日後に法第 348 条第 2 項各号に掲げる保育施設又は福祉施設の用に供する土地及び家屋（有料で貸与しているもの及び当該固定資産の利用者から光熱水費等管理費に相当する額を超える対価を徴収しているものを除く。） 申請日以後に納期の末日が到来する納期分の全額

- (3) 総務省から減免適用についての通達、通知又は内かん等があったもので、公益上の事由から市長が減免の必要があると認める固定資産 市長が必要と認める額
- 4 前項各号に掲げるもののほか、公益上その他の事由により市長において特に必要があると認めるものについては、市長が必要と認める額を減免する。

(申請書等の提出の免除)

第 16 条の 3 市長は、当該年度の前年度において前条第 2 項第 1 号又は第 3 項第 1 号ウからオまで若しくはキに掲げる固定資産に係る固定資産税の減免の措置を受けた者について、当該年度において引き続き当該減免の措置を受けた理由に変更がないことを確認したときは、条例第 67 条第 3 項ただし書の規定により当該年度に係る減免申請書その他の書類の提出を免除する。

(固定資産税の減免決定の手続)

第 17 条 市長は、条例第 67 条の規定により、固定資産税の減免の申請をした者に対する処分を決定した場合においては、速やかに当該納税義務者に通知するものとする。